

IV 評価・改善 (Check・Action)

協働事業の評価は、協働の当事者であるNPOと行政の双方が事業の自己評価を行い、その結果を両者で共有し、次の展開における改善につなげる必要があります。

1 協働事業の評価のねらい

- ① 協働の成果や課題を明らかにすること
- ② 地域課題や、住民ニーズにより適切に応え、受益者や住民に対する事業成果をより大きなものにしていくこと
- ③ 協働事業を実施した双方や、これから協働事業に取り組もうとしている者等の協働事業の改善へつなげていくこと
- ④ 協働事業における相互理解の促進と対等性の確保がされていたか、また協働による相乗効果が発揮されたか検証すること
- ⑤ 評価結果について、協働事業を実施した双方が受益者や住民に公表し透明性を確保すること

ポイント

○協働事業の評価は相互評価が基本

評価においては、行政が一方向的に評価するのではなく、協働の当事者である行政とNPOの双方が評価することが必要です。

協働事業においては、NPOの提言や自由な意見・評価を保障していかなければなりません。NPOが自由な意見を述べたからといって、その後の行政との協働においては、不利益な取り扱いをしてはなりません。

2 評価の方法

- ① 評価は、事業の準備段階、事業の実施段階、事業終了後の3つの段階を評価します。
- ② 評価は、自己評価と相互評価で行います。
- ③ 自己評価は評価シートに記入し行います。
評価シート（Excel形式）は、新潟県ホームページの「にいがたNPOのページ」～「NPOと行政の協働マニュアル」のページからダウンロードして使用してください。
 - URL:<http://www.pref.niigata.lg.jp/kenminseikatsu/1226001688000.html>
 - 「NPOと行政の協働事業評価シート」の記入方法は、P85を参照してください。
- ④ 相互評価は、事業終了後に行います。事業終了後の振り返り会議などの場で双方が評価シートを持ち寄り、確認しあう方法もあります。
- ⑤ 評価した結果は、両者が成果・課題を共有し、次の事業展開における意見交換に活用したり、企画の検討から事業実施段階に反映します。

3 評価結果の公表

評価結果については、協働事業の透明性・信頼性を高め、住民の参加と理解促進のため、ホームページ等に掲載するなど広く公表することに努めましょう。